

# 少女暴行 米兵に懲役5年

## 「悪質さ際立つ」

### 那覇地裁 無罪主張退ける

県内で2023年12月に起きた米兵少女誘拐暴行事件で、面識のない16歳未満の少女へのわいせつ誘拐、不同意性交の罪に問われた米空軍兵長のブレノン・ワシントン被告(25)＝嘉手納基地所属＝の判決公判が13日あり、那覇地裁(佐藤哲郎裁判長)は、被告に懲役5年(求刑懲役7年)を言い渡した。

(2、22、23面に関連)



佐藤哲郎裁判長

佐藤裁判長は、「誘拐も性的暴行もしていない」とするワシントン被告の無罪主張を退けた上で、少女への犯行について「悪質さが際立つ」と指摘。謝罪などの被害者対応がない点も踏まえ、「犯行な点はなく、「事実関係とも整合的に信用できる」として、ほぼ全面的に認めた。被告が否認している

#### 【】は被告の主張

- 懲役5年の実刑判決(検察・懲役7年を求刑)  
【無罪を主張】
- 被告は少女の年齢を16歳未満と認識していた  
【18歳と認識】
- 少女は性的暴行を受けた  
【性的暴行はしていない】
- 少女は性的行為に同意していなかった  
【少女は同意していた】
- 被告も少女が同意していないことを認識していた  
【少女は同意していた】
- 被告はわいせつ目的で少女を連れ去った  
【わいせつ目的で誘い出していない】

花とメッセージボードを手に裁判の報告に聴き入る集会の参加者＝13日夜、那覇市泉崎の県民広場(ジャン松元撮影)



## 少女の勇気「支える」

米兵による少女への性暴力事件の判決を受けて、13日午後6時から那覇市泉崎の県民広場で裁判報告集会が開かれた。参加者は花やプラカードを手にし、判決内容の報告に耳を傾けた。

これまで裁判を傍聴してきた高里鈴代さんから報告があった後、集会参加者がそれぞれの思いを語った。

事件に抗議する県民大会は22日に開催する。大会の共同代表を務める伊良波純子・県女性団体連絡協議会会長は報告集会の最後にマイクを握り、「少女の勇気が今日の一步につながった。そして彼女の人生はこれからだ。私たちはあなたや家族をこれからも支えていく。孤独にさせない」と被害者に呼びかけた。(玉城文)

た、わいせつ目的で車で自宅に連れ去ったとするわいせつ誘拐の罪に關しても、「わいせつな行為を意図していた」と「優に認められる」とした。

一方、争点となっていた少女の年齢の認識については、指でのシエスチャーと英語と日本語で実年齢を伝えたとする少女の証言を、事件現場付近の防犯カ

メラの映像記録も踏まえ、「十分に信用できる」と指摘した。被告側が否認している性的暴行の被害の内容について、少女の証言が「自然かつ合理的」と判示し、「(少女が)18歳と言った」「(少女に)虚偽供述の動機があった」などとしたワシントン被告側の主張をいづれも退けた。量刑理由を述べた場面では、被告が少女から「明確に拒絶の

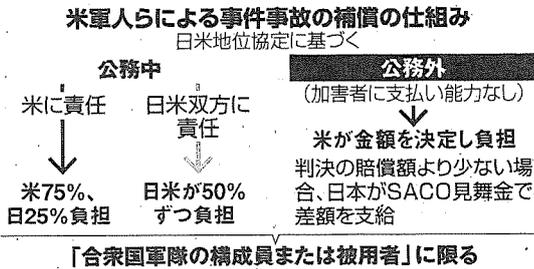
意思」を示されても性的暴行を続けたことについて、「若年の被害者に対する性的侵害の程度の大いけい」と批判した。那覇地裁の小玉大輔次席検事は判決について「検察官の主張がおおむね認められ、量刑上も適正・妥当な判決だ」とコメントした。ワシントン被告の弁護人は控訴の有無について「何も言えない」と述べるにとどめた。

# 米兵事件で国負担 上告棄却

## 最高裁 被害者側の敗訴確定

### 「救済理念に反する」裁判長が意見

沖縄県沖縄市で米兵2人が起こした強盗致傷事件をめぐる、裁判で米兵への賠償命令が確定したのに米側が払わないため、被害者側が日本政府に見舞金の肩代わりなどを求めた訴訟の上告審



で、最高裁第二小法廷(三浦守裁判長)は16日、被害者側の上告を棄却する判決を出した。「見舞金を払っていない国の対応は違法ではない」とした一、二審判決が確定した。

裁判官4人全員一致の結論。ただ、検察官出身の三浦裁判長は国の対応について「被害者救済の理念に反する」などとする異例の意見をつけた。

### 事件16年 補償に「幾重もの壁」

米兵2人は2008年1月、タクシー運転手の宇良宗一さんを殴り重傷を負わせた。宇良さんの死後に遺族が提訴し、2人は計約2640万円の賠償責任を負ったが、米側が払った見舞金は約146万円だった。

事件から16年。原告の宇良宗一さん(40)は沖縄県沖縄市。米軍関係者による事件・事故での補償に「幾重もの壁」がある現状を訴え続けた。父・宗一さんが大けがを負ったのは2008年。米兵に酒瓶や拳で殴られ、歯が10本折れ、顔は別人のように腫れ上がった。心的外傷後ストレス障害(PTSD)を発

症し、退職を余儀なくされた。防衛省を通して米側に補償を求めたが、「調整中」と繰り返すばかり。回答が届いたのは、父が亡くなった後の17年。約146万円を支払うという内容で、額の根拠は示されなかった。

日米地位協定は、米軍関係者による事件・事故の補償について「公務外」の事案なら加害者本人が支払うと定める。支払う能力がないなどのケースでは、米側の判断で「慰謝料」が支払われるが、損害額に満たないことが少なくない。

このため1996年、その差額を日本政府が負担する「SACO見舞金」の制度ができた。ただし、基準となる損害額は、民事訴訟で賠償額を確定させることが条件。宗一さんは提訴し、さらに1年かかって確定判決を得た。

審の判断を支持した。三浦裁判長は意見で、見舞金から遅延損害金の約90万円を含めなかったため遺族側が提訴した。最高裁判決は、遺族側が見舞金受け取りの承諾書を出していないため「国に支払い義務は生じていない」とした一、二審判決を支持した。

しかし、防衛省が提示した見舞金に遅延損害金は含まれなかった。「遅延は『直接の被害』ではない」との説明に、費やした労力を思うと納得できなかった。

防衛省によると、日本政府が見舞金を支払ったのは全国で23件。97、2023年に検挙された米軍関係者が沖縄だけで約1500人いることを考えると、宗一さんは「泣き寝入りしている被害者は多いはず」と話す。宗一さんは言う。「米軍関係者による事件は全国で起こりうる。政府は制度を見直してほしい」

(小野太郎、矢島大輔)

各地方防衛局長 殿  
東海防衛支局長

地方協力局長  
(公印省略)

米国政府による支払が裁判所の確定判決等による額に満たない場合の取扱い  
について（通知）

SACO最終報告に地位協定第18条第6項に基づく請求に関する運用改善措置の一つとして、米国政府による支払が裁判所の確定判決による額に満たない場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋めるため、支払う努力をすることが盛り込まれた。

この差額については、見舞金として支給することができることとしたので、下記のとおり通知する。

なお、裁判所の確定判決額が米国政府による補償額を上回る事例が生じた場合の取扱いについて（施本総第8号（CGC）。平成10年1月13日）は、廃止する。

## 記

### 1 支給根拠

合衆国軍隊等により損害を受けた者に対する賠償金及び見舞金の支給について（昭和39年6月23日閣議決定）

### 2 支給要件

見舞金を支給するに当たっては、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を対象とする。

- (1) 平成8年12月3日以降に米国政府による補償金又はそれに相当する金銭（以下「補償金等」という。）の支払を受けていること
- (2) 加害者たる合衆国軍隊の軍人等を被告とした損害賠償請求訴訟における確定判決又は損害賠償命令の申立てについての裁判における決定（以下「確定判決等」という。）を得ていること
- (3) 第1号に規定する米国政府が支払った補償金等の額が裁判所の確定判決等による額に満たないこと

### 3 支給額

見舞金の支給額は、米国政府が支払った補償金等の額と裁判所の確定判決等による額との差額を上限とする。

なお、遅延損害金及び訴訟費用は支給の対象としない。

### 4 支給手続

見舞金の支給手続は、合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令（昭和37年総理府令第42号）第14条及び15条の規定による。

## 日米地位協定 第18条6項

6 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。

(a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。

(b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。

(c) 慰謝料の支払の申出があつた場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本国の当局に通知する。

(d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

出典：外務省HP「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（日米地位協定）及び関連情報」令和6年9月12日より山添拓事務所作成

## SACO最終報告（仮訳）

### 請求に対する支払い

次の方法により、地位協定第18条6項の下での請求に関する支払い手続を改善するよう共同努力を行う。

- ・前払いの請求は、日米両国政府がそれぞれの手続を活用しつよって認められる場合には常に、可能な限り迅速になされる。
- ・米側当局による請求の最終的な裁定がなされる前に、日本側当局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供するとの新たな制度が、平成9年度末までに導入される。
- ・米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない過去の事例は極めて少ない。しかし、仮に将来そのような事例が生じた場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力する。

出典：防衛省HP「SACO最終報告（仮訳）」平成8年12月2日より山添拓事務所作成

## 沖縄に関する特別行動委員会の最終報告 に盛り込まれた措置の実施の促進について

このような考え方の下、成功裡に結実したこの最終報告に盛り込まれた措置を的確かつ迅速に実施するため、法制面及び経費面を含め、政府全体として十分かつ適切な措置を講ずることとする。

出典：防衛省HP「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」平成8年12月3日より山添拓事務所作成

# S A C O 見舞金支給実績一覧

(単位：千円)

年度別	①確定判決額	②米側支払額	③日本側支払額
1996			
1997	61,996	25,120	36,876
	78,882	47,287	31,595
1998	36,636	5,566	31,070
1999	26,217	2,490	21,736
	75,093	13,401	61,692
2000			
2001	97,178	60,993	39,018
2002			
2003			
2004			
2005			
2006			
2007	32,469	628	29,442
2008			
2009	36,718	16,076	20,642
2010	205,347	164,013	70,203
2011			
2012	49,786	22,260	27,526
2013	13,727	2,519	36,062
2014	27,912	2,060	21,121
2015			
2016	1,360	282	1,078
2017	65,740	27,914	37,825
	1,350	625	725
2018	119,735	56,000	63,770
2019			
2020			
2021	2,633	2,315	318
2022	6,600	5,634	966
	4,817	2,262	2,555
	34,625	19,764	14,861
2023	1,660	210	1,451
	7,755	5,612	2,143
	957	69	888
合計	989,193	483,100	553,563

注1：金額は、四捨五入によっているので符合しないことがある。

注2：自賠償保険等による支給を別途受けている場合は、米側支払額と日本側支払額の合計が確定判決額と符合しないことがある。